

環境物品等の調達の推進を図るための方針

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、平成29年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の平成29年度における調達目標

平成29年度における個別の特定調達物品等(「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成29年2月7日変更閣議決定、以下「基本方針」という。)に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの)の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

情報用紙 (コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙) 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 衛生用紙 (トイレットペーパー、ティッシュペーパー)	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー	調達を実施する品目については、メディアケースを除き調達目標は100%とする。
---	--

消しゴム	
ステープラー (汎用型)	
ステープラー (汎用型以外)	
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ (本体)	
事務用修正具 (テープ)	
事務用修正具 (液状)	
クラフトテープ	
粘着テープ (布粘着)	
両面粘着紙テープ	
製本テープ	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット (玉)	
マグネット (バー)	
テープカッター	
パンチ (手動)	
モルトケース (紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム	
鉛筆削 (手動)	
OAクリーナー (ウェットタイプ)	
OAクリーナー (液タイプ)	
ダストブロワー	
レターケース	
メディアケース	
マウスパッド	
OAフィルター (枠あり)	
丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
OHPフィルム	
絵筆	
絵の具	
墨汁	
のり (液状) (補充用を含む。)	
のり (澱粉のり) (補充用を含む。)	
のり (固形)	
のり (テープ)	
ファイル	

バインダー
ファイリング用品
アルバム
つづりひも
カードケース
事務用封筒（紙製）
窓付き封筒（紙製）
けい紙
起案用紙
ノート
パンチラベル
タックラベル
インデックス
付箋紙
付箋フィルム
黒板拭き
ホワイトボード用イレーザー
額縁
ごみ箱
リサイクルボックス
缶・ボトルつぶし機（手動）
名札（机上用）
名札（衣服取付型・首下げ型）
鍵かけ（フックを含む）
チョーク
グラウンド用白線
梱包用バンド

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

4. 画像機器等

コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機）	29年度に購入する物品及び29年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
プリンタ等（プリンタ、プリンタ複合機）	
ファクシミリ	
スキャナ	
プロジェクタ	
トナーカートリッジ インクカートリッジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

5. 電子計算機等

電子計算機	29年度に購入する物品及び29年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
磁気ディスク装置	
ディスプレイ	
記録用メディア	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

6. オフィス機器等

シュレッダー	29年度に購入する物品及び29年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
デジタル印刷機	
掛時計	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
電子式卓上計算機	
一次電池又は小型充電式電池	

7. 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	29年度に購入する物品及び29年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
------------------------	---

8. 家電製品

電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫）	29年度に購入する物品及び29年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
テレビジョン受信機	
電気便座	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
電子レンジ	

9. エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	29年度に購入する物品及び29年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	--

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器	29年度に購入する物品及び29年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
ガス温水機器	
石油温水機器	
ガス調理機器	

11. 照明

蛍光灯照明器具 L E D 照明器具 L E D を光源とした内照式表示灯	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
蛍光ランプ 電球形状のランプ	

12. 自動車等

一般公用車 一般公用車以外の自動車	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
E T C 対応車載器 カーナビゲーションシステム	調達の予定はない。
乗用車用タイヤ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
2サイクルエンジン油	

13. 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

14. 制服・作業服

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
----------------------	------------------------------

15. インテリア・寝装寝具

カーテン等（カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
カーペット（タフティッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット）	
毛布 ふとん	29年度に購入する物品及び29年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
ベッドフレーム マットレス	

1 6 . 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は 100 %とする。

1 7 . その他繊維製品

集会用テント ブルーシート	29年度に購入する物品及び29年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は 100 %とする。
防球ネット 旗 のぼり 幕	調達を実施する品目については、調達目標は 100 %とする。
モップ	29年度に購入する物品及び29年度から新たにリース・レンタル契約を行うものについては、調達目標は 100 %とする。

1 8 . 設備

太陽光発電システム 太陽熱利用システム 太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システム 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水機器 日射調整フィルム	調達を実施する場合は、調達目標を 100 %とする。

1 9 . 災害備蓄用品

ペットボトル飲料水 缶詰 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品	調達を実施する品目については、調達目標は 100 %とする。
毛布 作業手袋 テント ブルーシート 一次電池 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	

20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法又は目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものと使用するものとする。

具体的には、建築工事特記仕様書中には、『G印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」の特定調達品目を示す。』と明記し指示している。また、機械設備及び電気設備工事特記仕様書中では、『「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」に基づく特定調達品目「公共工事」の品目』と記し、具体的品目名を明記している。

なお、目標については、国が定める基本方針において「今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。」とされていることから、国が定める基本方針の策定後に調達目標を設定する。

21. 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
庁舎管理 植栽管理 清掃 機密文書処理 害虫防除	
輸配送	
旅客輸送	
蛍光灯機能提供業務	調達の予定はない。
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
飲料自動販売機設置	
引越輸送	
会議運営	

II. 特定調達物品等以外の平成29年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

- ゴミ袋を調達する場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているものを100%調達する。
- 上記のほか特定調達品目以外の環境物品等の調達に当たっては、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努める。また、OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを調達する。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 研究所内にグリーン調達のための推進体制を設ける。体制の概要は別紙のとおり。
2. 本調達方針は、全ての部署を対象とする。
3. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
4. 機器類については、できる限り修理を行い、長期間の使用に努める。
5. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
6. 事業者の選定に当たっては、その規模に応じて ISO14001 又はエコアクション 21 等により環境活動を行っている者、又は環境報告書を作成している者を優先して考慮する。
7. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
8. 本調達方針に基づく調達担当窓口は、経理部調達室とする。

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 グリーン調達推進体制**1. グリーン調達推進本部**

本部長	副理事長
本部員	理事

2. グリーン調達推進連絡会議

主宰者	経理部長
構成員	企画本部 代表者
	環境安全企画部 代表者
	安全管理部 代表者
	情報基盤部 代表者
	業務推進支援部 代表者

3. 事務局

経理部調達室